

規格・基準などの事前意図公告

この公告は、貿易の技術的障害に関する協定
(TBT 協定)第2条9. 1に基づくものです。

遺伝子組換え表示制度に関する食品表示基準の改正について

下記のとおり、食品表示基準を改正する予定ですので、お知らせします。御意見のある場合は、理由を付して文書で提出してください。

記

- 1 件名
食品表示基準の改正
- 2 対象品目
遺伝子組換え表示制度
- 3 趣旨及び目的
現行制度では、「遺伝子組換えでない」と表示する場合、意図せざる遺伝子組換え農産物の一定の混入（大豆ととうもろこしについては混入率5%）を許容していたところ、今後は表示の正確性を担保するため、「遺伝子組換えでない」旨の表示を「混入がないと認められる」場合に限ることとし、「遺伝子組換えでない」旨の表示の要件を定めた食品表示基準第3条及び第18条の規定を改正する。
- 4 適用予定日
官報に公示する。
- 5 意見提出先
消費者庁食品表示企画課
〒100-8958 東京都千代田区霞が関3-1-1
中央合同庁舎第4号館
TEL (03) 3507-9222
FAX (03) 3507-9292
- 6 意見提出期限
WTO事務局から配布された後60日間